

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和43年3月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年6月27日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係るA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年3月から同年7月までの期間は1万8,000円、43年8月から同年12月までの期間は2万4,000円、44年1月から45年9月までの期間は3万3,000円、45年10月から46年9月までの期間は3万6,000円、46年10月から47年5月までの期間は4万2,000円、47年6月から同年9月までの期間は4万8,000円、47年10月から48年5月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和48年7月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年4月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係るB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月25日から48年6月27日まで  
② 昭和48年7月23日から49年4月21日まで

私は、昭和43年3月25日から48年6月27日まで、A事業所で勤務したが、その間の厚生年金保険記録が無い。

また、昭和48年7月23日から49年4月21日まで、B事業所で勤務したが、その間の厚生年金保険記録が無い。

これらの会社に勤務していた時も厚生年金保険料を納めていたので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人はA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録が確認できることから、申立人は、昭和43年3月25日から48年6月27日までの期間はA事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と氏名の一部が相違するものの、生年月日が同じである未統合記録が確認できるが、当該記録は、上記の被保険者名簿において未統合となっている申立人の厚生年金保険記号番号と同一番号であることから判断すると、オンライン化の際に誤って入力されたものと考えられる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、昭和43年3月から同年7月までの期間は1万8,000円、43年8月から同年12月までの期間は2万4,000円、44年1月から45年9月までの期間は3万3,000円、45年10月から46年9月までの期間は3万6,000円、46年10月から47年5月までの期間は4万2,000円、47年6月から同年9月までの期間は4万8,000円、47年10月から48年5月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人はB事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録が確認できることから、申立人は、昭和48年7月23日から49年4月21日までの期間はB事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

加えて、申立期間①と同様に、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と氏名の一部が相違するものの、生年月日が同じである未統合記録が確認できるが、当該記録は、上記の被保険者名簿において未統合となっている申立人の厚生年金保険記号番号と同一番号であることから判断すると、オンライン化の際に誤って入力されたものと考えられる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るB事業所の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

## 島根厚生年金 事案303

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から40年2月1日まで  
申立期間は、A社B支店（現在は、C社）でD職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できるが、その同僚から聴取しても、同支店における申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答は得られない。

また、C社は、「当時の人事記録や社会保険関係の資料はすべて廃棄している。」と供述しており、申立人のA社B支店における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、確認できる関係資料や供述を得ることはできなかったものの、「当時はD職を新規採用した場合、最低3か月の試用期間（完全歩合給制）の成績により基準を満たした者のみを、正社員として厚生年金保険に加入させていたものと思われる。」と供述していることから、当時、事業主は、一部の従業員について、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推測される。

さらに、A社B支店は、昭和37年5月1日に同社E支店と一括して厚生年金保険の適用事業所となり、また、同社E支店は、39年10月1日に同社本社と一括して厚生年金保険の適用事業所となっているところ、社会保険事務所が保管するA社E支店及び同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から同年11月まで  
② 昭和18年3月から同年5月まで

申立期間①については、A事業所に勤務していたが、戦争が激しくなったため、徴用工員になってしまうと退職できなくなると思い、同事業所を昭和17年11月に退職した。戦時中であり、はっきりとは覚えていないが、退職時に名刺より少し大きい粗末な紙の年金証書を受け取ったと思う。

申立期間②については、徴用工員としてB事業所に勤務した。昭和18年3月3日に撮影した同僚との写真があることから、同事業所に勤務していたことは間違いない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA事業所に勤務したとしているが、当該事業所の登記簿謄本によると、A事業所は、労働者年金保険法施行（昭和17年6月1日）前の昭和17年4月14日に解散登記されていることが確認できる。

また、A事業所は、解散後、C事業所と合併し、昭和18年10月1日にC事業所D工場として操業開始しているところ、社会保険事務所の記録によると、C事業所D工場は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚を記憶していない上、当時の事業主等も所在が不明であり、申立人のA事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、同僚の証言及び、申立人が所持する当時の写真により、申立人は、勤労報国隊として、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が所持する写真に写っている同僚 12 名のうち、氏名の確認できた 11 名の同僚については、申立人同様に B 事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、複数の同僚は、「B 事業所における勤務期間を 40 日間くらいであった。」旨の供述をしていることからすると、申立人は 2 か月以内の期間を定めて使用される者として、当時の労働者年金保険被保険者（労働者年金保険法第 16 条の 2 第 3 項）の資格要件に該当していなかったものと推認される。

さらに、B 事業所は既に廃業し、当時の事業主等も所在が不明であり、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を B 事業所により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。